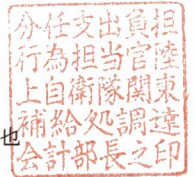


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号			
6PQL1W001470		6PQZ1AN0001 0001				EW-B260001			
品名 または 件名									
小火器等部品表面処理器材据付役務									
部品番号 または 規格									
仕様書のとおり									
使 用 器 材 名									
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						1	8	
納地または工事場所				引 渡 場 所					
関東処火器車両部火器工場				関東処火器車両部火器工場					
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期					
関東処火器車両部火器工場				令和9年3月30日（火）					

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書」については、調達会計部契約課及びホームページに掲載（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和8年10月30日（金）14時00分 関東補給処A-2多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 競争参加資格の年度は、令和07・08・09年度とする。
- 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- 入札書の押印は省略できるものとする。
- 契約内容の一部または全部を第三者に再委託させる場合は、落札後速やかに再委託承認申請書を提出したうえ承認を受けることとする。

8 契約条項

適用する契約条項は、関東補給処標準契約書の役務請負契約条項（第2号）、談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）、暴力団排除に関する特約条項（第11号）とする。

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadept/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 問い合わせ先

仕様書に関する問い合わせ先
関東補給処 火器車両部 明石
(電話029-842-1211 内線 4544)

本書記載事項の問い合わせ先
調達会計部 契約課 契約班 西澤
(電話029-842-1211 内線 2235)

〒300-0837
茨城県土浦市右廻2410
陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部 契約課 契約班

10 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合
次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。
 - (7) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係がある場合
次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
 - (7) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

11 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、公告番号、件名を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は、令和8年11月6日(金)14時00分 関東補給処A2多目的室(A庁舎2階)で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、公告番号、件名を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日(入札

日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日) 12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

13 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第10項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく関東補給処標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

16 その他

最低価格の入札金額が分任支出負担行為担当官が定める調査基準額を下回る場合は、入札価格の内訳書といった積算資料等の提出を求める場合があります。

積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その説明を求める場合があります。

積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者とし場合があります。

調達要求番号:

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
小火器等部品表面処理器材据付役務		EW-B260001	
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和 8年 7月30日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	関東補給処火器車両部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処火器車両部において使用する小火器等部品表面処理器材の据付役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

作業員

作業員とは、官側の施設において役務を実施する者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GW-B250045C 小火器等部品表面処理用器材（パーカーライジング処理装置用）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 役務作業は、設置する小火器等部品表面処理器材の能力が十分に発揮可能でなければならない。
- b) 既存の施設、器材等に影響を与えない。

2.2 据付器材

据付器材は、表1によるほか、調達要領指定書によって示す。

表 1－据付器材

番号	品 名	規 格	数 量	備 考
1	デフリックコート用塗装ブース	PFB-1500型	1	官給
2	デフリックコート用焼付乾燥炉	NBK-12	1	官給
3	デフリックコート用サンドブラスト装置	SFC-2	1	官給
注記 細部は製品の標準付属品及びGW-B250045C 2.2 構成による。				

2.3 据付場所・据付完了日

据付場所及び据付完了日は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 使用材料・器材

据付に必要な副資材・部材は調達要領指定書に指定するほか、契約の相手方が準備する。

2.5 据付要領

- 据付に関する技術的な諸調整は、契約後現地調査を実施し、組立て、据付及び調整は契約の相手方の責任において実施する。
- 据付後の外観は、使用上有害なきず、へこみ、その他の欠陥がなく、各器材の仕上がりは、欠点があってはならない。

3 品質保証

3.1 試験

据付後、契約の相手方は、官側立会のもとに機能試験等を実施し、小火器等部品表面処理が正常に実施可能であることを確認後、引渡しを行う。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表 2 によるほか、調達要領指定書によって示す。

表 2－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	各1部	関東補給処 火器車両部 監督官	契約後速やかに	様式は、社内規格による。
2	作業員名簿				様式は図1による。
3	作業記録表 (役務完了調書)			日々の作業終了後	官側の示す様式
4	試験成績表			完成検査後速やかに	様式は、社内規格による。

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立入手続きを行う。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び官側の指示を厳守して行い、作業地域以外への立入を禁止する。
なお、やむを得ず当該地域外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行う。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯及び柵等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

4.4 その他

その他は、次による。

- a) 本役務で発生した梱包材及び産業廃棄物は、契約の相手方において処分する。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように充分注意して施工し、万一破損させた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) 本役務終了後には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 作業の実施に当っては、午前8時15分から午後5時までの開庁日を基準とし、その時間を超える場合には、官側との調整によって所要の手続きを行う。

4.5 官側の支援

- a) 官側の支援が必要な場合は、GLT-CG-Z500002の7.3による。
- b) 電気及び水は、社会通念上、役務履行に必要な範囲と認められる部分については、官側から支援を受けることができる。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

作業員名簿

- 1 調 達 要 求 番 号 :
2 契 約 番 号 :
3 契 約 件 名 :
4 契 約 年 月 日 :
5 担当者 (連絡先) :

[illegible]

注記 用紙の規格は、JIS P 0138のA4とする。

図 1—作業員名簿の様式

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 P Q Z 1 A N 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 1 0 月 2 日
	作 成 部 課	火器車両部補給整備課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 9 月 1 8 日
品 名	小火器等部品表面処理器材据付役務	
仕 様 書 番 号	E W - B 2 6 0 0 0 1	

指定事項は次による。

2.2 据付器材

表 1 - 据付器材

番号	品名	規格	数量	備考
1	デフリックコート用塗装ブース	PFB-1500 型	各 1	官給
2	塗装ブース用排気ダクト	—		官給
3	塗装ブース用防火ダンパー	—		官給
4	デフリックコート用焼付乾燥炉	NBK-12		官給
5	焼付乾燥炉用排気ダクト	—		官給
6	デフリックコート用サンドブラスト装置	SFC-2		官給
7	サンドブラスト装置用排気ダクト	—		官給
注記 細部は製品の標準付属品及びGW-B250045C 2.2 構成による。				

2.3 据付場所・据付完了日

別紙による。

2.4 使用材料・器材

指定しない。

4.1 提出書類

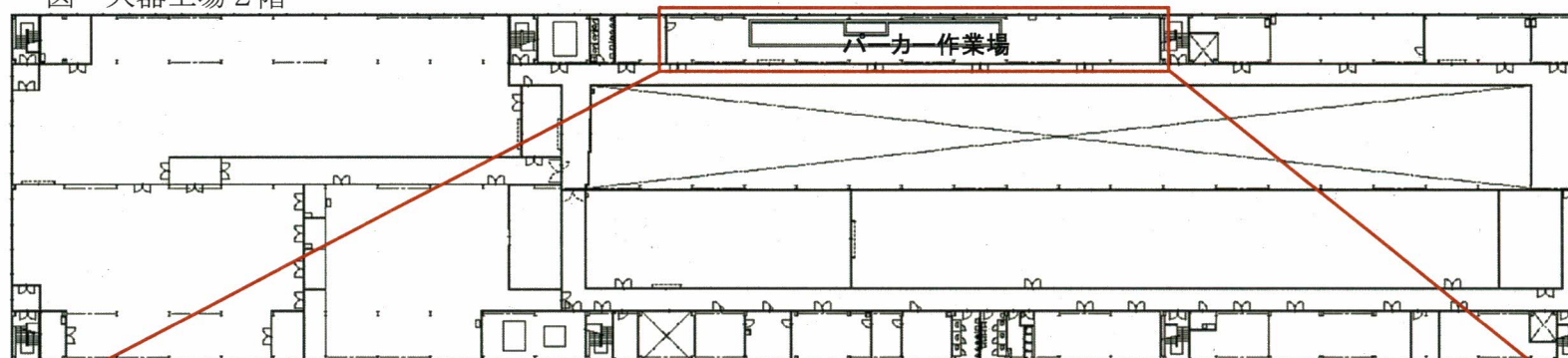
表 2 - 提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出期限	注記
1	工程表	各 1 部	関東補給処 火器車両部 監督官	契約後	様式は、社内規定による。
2	作業員名簿			速やかに	様式は、仕様書の図 1 による
3	作業記録表 (役務完了調書)			日々の作業 終了後	官側の示す様式
4	試験成績表			完成検査後 速やかに	様式は、社内規定による。
5	製造企業の保証等 が確認できる書類			契約後 速やかに	様式は、社内規定による。

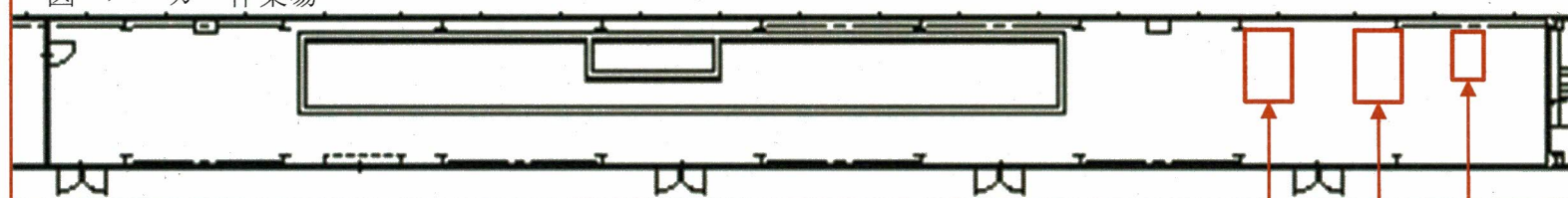
1 据付場所

(1) 据付場所は、火器工場2階のパーカー作業場とする。取付位置は下図に示す。

図一火器工場2階



図一パーカー作業場



- ① デフリックコート用塗装ブース
- ② デフリックコート用焼付乾燥炉
- ③ デフリックコート用サンドブラスト装置

- (2) ダクトの取り付けは、壁面上部の窓を使用し取り付け、ダクト周辺の防水処置を実施する。
- (3) 各機材の電源は、官側の電気回路遮断機に接続する。

2 据付完了日

小火器等部品表面処理器材の据付作業及び検査までを、令和9年3月30日までに完了するものとする。

入 札 書

金額¥

(消費税及び地方税額を含まない)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
小火器等部品表面処理器材据付役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
				合計（税抜）	
納入場所	関東補給処 火器車両部	納期		令和9年3月30日	
入札（契約）保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委 任 状 (入 札 等)

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 8 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

承認申請
再委託書
~~届出~~

発簡番号

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

1 _____ を再委託者として貴部発注

調 達 要 求 番 号 : _____

契約番号契約年月日 : _____

品 名 数 量 : _____

に関する契約について別紙のとおり再委託するため承認願います。

~~お届けします。~~

2 令和 8 年度分

承 認 書

調 達 要 求 番 号 :

契約番号契約年月日 :

品 名 数 量 :

の契約に係る事項について
条件を付して承認する。

に再委託することを下記

記

承認番号 再委託第 号

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也

- 注 : 1 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること
2 不要の箇所は抹消すること

- 1 再委託を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由

- 2 再委託を必要とする理由

- 3 再委託の範囲

- 4 再委託部分にかかる契約金額又は見積額

- 5 契約相手方と再委託を行わせようとする者との再委託部分に係る納入条件（納期、納入場所等）

- 6 その他必要と認める事項

注 年度区分においての届け出は、項目 1，2，3 とする。